

権利擁護

成年後見制度

重度の知的障がい者、又は精神障がい者で、本人の保護のため必要と認めたとときに、契約を補助したり代理で行うことによって、本人の権利とくらしを守る制度です。申請の支援、補助を実施しています。市では、親族による申立てが難しい場合の申立てに要する経費などの支援を行っています。

法定後見制度

本人がすでに知的障がい・精神障がい等の状態にあつて、判断能力が不十分である場合には、配偶者・二親等内の親族等から家庭裁判所に申立てを行い、審判によって後見人を選任してもらいます。

任意後見制度

公正証書により本人と後見人になる方との契約が必要です。自らの判断能力が十分なうちに将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ後見人を選任し、公証役場で契約を結びます。将来、本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に対し、任意後見監督選任の申立てが必要となります。

[成年後見制度の類型]

区分	対象者	家庭裁判所への申立権者	援助者
法定後見	補助 重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の人	本人・配偶者・四親等内の親族 市町村長など	補助人
	保佐 日常生活に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の人		保佐人
	後見 日常生活に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人		成年後見人
任意後見	現在は、判断能力に問題ないが将来に備えたい人	(任意後見監督人選任申立てにつき)本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者	任意後見人

[問い合わせ先]

○親族による申立てが難しい場合などの手続きや経費の援助の支援については、
社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156) ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

○成年後見制度の内容や手続きに関することについては、
福岡家庭裁判所 飯塚支部 電話 0948-22-1383

